



中国四国厚生局
健康福祉部長
宮澤 清和
(みやざわ きよかず)

Profile

昭和51年 厚生省入省
平成12年 健康政策局医事課
平成14年 医政局総務課
平成15年 医政局医事課試験免許室長
平成17年 国立国際医療センター運営局次長
平成18年 ~現職

「これからの国家公務員、自分の人生で何ができるか」

現在、日本は少子高齢化時代に突入しました。人口減少社会の到来が現実のものとなった今、このような社会環境の中で、社会保障政策を推進する厚生労働省の役割はさらに大きくなっており、中でも、現在、厚生労働省が省を

管轄区域での過疎地域の人口推移からみても、管内市町村数に対する過疎市町村数の割合が増加し、全国と比較しても高知県、島根県、広島県、愛媛県といった地域が顕著であることから、このような地域格差が存在する中で、地域が真に必要とする、地域に密着した「医療構造改革」を推進することも肝要であると考え、現場の指揮を執っています。

進が必要とされる課題があります。従来からの永田町、霞ヶ関が発信するメニューを観ながらの地域行政ではなく、地方分権、道州制をも考慮した、中央と地方とが常に手を取り合った行政の実施可能な国家公務員が切望されて居ります。

挙げて全国に発信している「医療構造改革」は、以前のような右肩上がりの経済が続くことが期待できない中で、安全、安心な医療を国民に持続的に提供していくためのいわば特効薬のつもりで、私たち地方厚生局職員も、最前線で働く国家公務員として、日夜、研鑽しつつ、その業務の推進にあたっているところです。

このためには、各地域の実情把握や、住民の側に立った政策の構築などを通じ、従来の全国一律ではない、しかしながら地域によってナショナルミニマムの医療提供が満たされないことが起きることのない適正な医療構造を構築しなければなりません。

公務員という「前例踏襲」「横並び」というイメージを持つ人も多いですが、我々はそのような公務員像から脱却して、常に新たな取組を行っていくことを通じ、希望に満ちた、夢のある社会保障制度を実現したいと考えています。そして、それができるのは地域を熟知し、これを糧に霞ヶ関で存分に飛翔できるあなた方だと確信しています。

私は、中国四国厚生局において健康福祉部長を勤めておりますが、中山間地域の過疎化の波と大都市の人口集中は留まるところを知らず、中国四国厚生局の

ここ広島県におきましても、原爆被爆者医療の問題、医師確保の問題等々、地域と連携を採った推

進が重要視し、中央のノウハウを獲得し、常に夢を持って国家公務員の人生を歩んで頂きたいと思えます。君達、今がチャンスです。



滋賀社会保険事務局保険課長
桜井 康弘 (さくらい やすひろ)

Profile

昭和53年 厚生省入省
平成15年 保険局医療課医療指導監査室医療指導監査官
平成18年 ~現職

「より良質な保険医療の提供を目指して」

わが国の医療制度の最大の特長は、全ての国民が公的医療保険に加入する「国民皆保険体制」にある、と言っても過言ではありません。希望する医療を、必要とするときに、希望する医療機関で、一部の負担で受けられる、というこの仕組みは、諸外国・機関からも高く評価されています。

に行うことが必要です。このため、わが国の医療保険制度では、一定のルールのもと、そのルールに合致した医療の提供の対価として診療報酬が支払われる(=保険診療)こととなっています。

医療のプロ」として、専門的な知識を習得・駆使して日々業務に取り組んでいます。

医療に要する費用は、保険料、国庫負担、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金などによって賄われています。このような貴重な財源を充てるためには、患者の皆さんに適正な受診を心がけていただくほか、医療を提供する側も適正

この一定のルールを理解・認識してもらい、保険診療・診療報酬請求の適正化を図る観点から、医療機関関係者に対する指導・監督を担当するセクションが厚生労働本省並びに各地方社会保険事務局に置かれており、本省・地方が一体となって、より良質な保険医療を国民に提供する、という共通の使命感の下、「保険

私は本省の指導・監督セクションを経験の後、現在の職に就いていますが、本省での業務とは一味違う、まさに現場・第一線で地域住民・医療関係者などと直に接しながら、日々厚生労働行政の一翼を担う実感を肌で感じています。

国民の医療に対する関心が益々高まる中、その業務の重要性はいささかも変わりません。より良質な保険医療の提供という使命の下、あなたも「保険医療のプロ」として第一線で活躍してみませんか。



関東信越厚生局
健康福祉部福祉課福祉係長
(平成19年4月から社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行支援係長)

Profile

平成7年 厚生省入省
平成10年 社会・援護局地域福祉課
平成16年 関東信越厚生局健康福祉部福祉課

大城 正志 (おおきまさし)

「厚生労働省は、日々の暮らしに密接に関連した事務を所掌しています」

Q1 現在の職務内容、仕事のやりがいをお聞かせください。

旧厚生省に入省後、間もなく12年。現在、厚生労働省の地方支分部局である関東信越厚生局健康福祉部福祉課(さいたま市)にて勤務しています。

り、相手方はこちらの指導に従って事業を行うこととなりますので、指導時の発言には責任を伴い、逆にも、厳しいご指摘をいただくこともあります。

は法律等のルールに従って行われるものですが、地域の実情や相手の考えも十分に聞きながら、適切な社会保障サービスが地域において提供されるような業務の実施を心がけています。

私が所属する福祉係は、いわゆる関東甲信越地区内で都県を越えて活動する社会福祉法人や消費生活協同組合の認可等に関する事務や養成施設(保育士、介護福祉士等)の指定等に関する事務などを担当しています。

Q2 厚生局と本省との違いをお聞かせください。

上記の事務に関して厚生局と本省との違いを経験的にお話しますと、本省が基準を定め、厚生局はその基準に基づいて実際に個別具体的な事案ごとに基準をあてはめて、許認可事務や指導監督に関する事務等を行うというイメージになると思います。行政

Q3 学生へのメッセージをお願いします。

厚生労働省は、私たちの日々の暮らしに密接に関連した広汎な事務を所掌していますので、他の先輩方からのメッセージなどもご覧になり、どのような職場なのか理解を深め、厚生行政にやりがいを感じていただければ幸いです。